

公立館林高等看護学院 合理的配慮に関する支援方針（ガイドライン）

（学院の考え方）

公立館林高等看護学院（以下「学院」という。）は、障害者差別解消法（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、すべての学生が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、不当に差別的取扱いを受けることなく、平等に教育を受ける権利を保障するために、合理的配慮の提供に努める。

（合理的配慮の提供とは）

合理的配慮の提供とは、学院が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いものである。また、その対応が「不当な差別的取扱い」に該当するかどうかは個別の場面ごとに判断する必要がある。

- （1）障害のある学生から、修学におけるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、学院の負担が重すぎない範囲で対応することが求められる。
- （2）合理的配慮の提供にあたっては、障害のある学生と学院が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要である。

（学院の取り組み）

<対象>

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生

<内容>

- ① 機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する。
- ② 情報公開：障害のある学生に対し、学院全体としての受け入れ姿勢・方針を示す。
- ③ 決定過程：権利の主体が学生にあることを踏まえ、教育を受ける権利や機会を保障するための調整を行う。
- ④ 教育方法：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験
- ⑤ 支援体制：学院全体として専門性のある支援体制の確保に努める。
- ⑥ 施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に努める。

<流れ>

- ① 相談：学生又はその保護者と対面、電話及び書面での相談
- ② 申請・受付：指定の申請書（様式第 1 号を使用）及び必要書類の提出
- ③ 内容の検討：学生、保護者と学院職員との建設的対話
- ④ 合意形成：配慮が必要な場面に関わる部門との調整と学生、保護者との合意形成
- ⑤ 配慮の決定：学院職員及び関係部門との協議により決定（様式第 2 号を使用）

⑥ 支援の見直し：定期的な支援内容の見直し

(合理的配慮に含まれないもの)

- ① 学院の教育の目的・内容に関わる本質的な変更を伴うこと
- ② 公正な成績評価の保障を損なう基準の引き下げや卒業要件の緩和
- ③ 学院の現状に照らして、体制面、財政面において均衡を失した又は学院にとって過度の負担を課すもの
- ④ 学院の本来的業務に帰属あるいは付随しないもの

令和8年2月1日 作成

令和8年7月1日 改訂